

A12 経過措置型医療法人と基金拠出型医療法人の税制の相違点は次のようになります。

	経過措置型 医療法人	基金拠出型 医療法人
交際費等の損金 不算入における 期末資本金又は 出資金額	出資金の額	(B/S上の総資産簿価 －B/S上の総負債簿価 －B/S上の当期利益)×60%
一般の寄附金の 損金算入限度額	(出資金の額×2.5/1000 ＋その事業年度の所得の金額 ×2.5/100)×1/4	その事業年度の所得 の金額×1.25/100
消費税の納税義務 (新設法人)	出資金の額が1,000万円以上の 場合は納税義務あり	出資金の額が0円として 原則として納税義務なし
住民税の 均等割額	出資金の額に 応じて課税	原則として、道府県民税2万円 ・市町村民税5万円
小規模宅地等の 評価減	一定の要件を満たせば、 特定同族会社事業用宅地等に該当	適用なし
出資金又は基金の 相続税評価	財産評価基本通達の取引相場 のない株式として評価	債権として元本で評価